

様式 1

事業報告書

(自 令和4年08月01日 至 令和5年07月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 うえき心療内科クリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 大村市坂口町374番地6
- (3) 設立認可年月日 平成12年08月25日
- (4) 設立登記年月日 平成12年09月14日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	植 木 健	
理 事	植 木 加奈子	
理 事	植 木 信地	
理 事	植 木 千咲子	
監 事	植 木 順	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	うえき心療内科クリニック	大村市坂口町374番地6	

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和4年09月26日 令和03年度決算の決定

令和5年03月26日 理事1名辞任の決定

令和5年07月31日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3-2

法人名 医療法人 うえき心療内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市坂口町374番地6

貸借対照表
(令和5年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	17,118	I 流動負債	3,569
II 固定資産	34,779	II 固定負債	4,015
1 有形固定資産	2,330	負債合計	7,584
2 無形固定資産	212	純資産の部	
3 その他の資産	32,235	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	34,313
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	44,313
資産合計	51,898	負債・純資産合計	51,898

法人名 医療法人 うえき心療内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市坂口町 3 7 4 番地 6

損 益 計 算 書

(自 令和 4年 8月 1日 至 令和 5年 7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	91,626
2 事業費用	83,656
本来業務事業利益	7,970
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	7,970
II 事業外収益	950
III 事業外費用	0
経常利益	8,921
IV 特別利益	5
V 特別損失	0
税引前当期純利益	8,926
法人税等	1,827
当期純利益	7,098

様式 2

法人名 医療法人 うえき心療内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市坂口町 3 7 4 番地 6

財 産 目 録
(令和 5年 7月31日現在)

1. 資 産 額	51,898 千円
2. 負 債 額	7,584 千円
3. 純 資 産 額	44,313 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	17,118
B 固 定 資 産	34,779
C 資 産 合 計 (A+B)	51,898
D 負 債 合 計	7,584
E 純 資 産 (C-D)	44,313

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式5

監事監査報告書

医療法人 うえき心療内科クリニック
理事長 植木 健 殿

私は、医療法人 うえき心療内科クリニックの令和04会計年度（令和4年08月01日から令和5年07月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 9月 27日

医療法人 うえき心療内科クリニック

監事 植木 順